

【Q & A】堺市営繕工事における週休2日制工事実施要領の解説

第1条（趣旨）

Q 1 公共工事の品質確保の推進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨と週休2日制工事との関連性はあるのか。

A 1

公共工事の品質確保の推進に関する法律（発注者等の責務）第七条1項第六号により、「公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。」とあり、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、建築部が発注する工事において、週休2日を確保する取組を実施します。

第2条（対象工事）

Q 2 対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事」とは、どのような工事を指すのか。

A 2

供用開始時期が決められている（公表されている）等、社会的要請等により早期の完成が必要とされる工事を想定しており、週休2日の現場閉所が困難となることから対象外としています。

第4条（定義）

Q 3 工事着手日の定義とは何か。現場着手日とは別の定義なのか。

A 3

工事着手日とは、現場に継続的に常駐した最初の日とし、現場事務所の設置、仮設工事の開始等、具体的には現場の状況に応じ、受発注者間の協議により決定することとします。

現場着手日の定義も同様になります。

Q 4 豪雨、出水、土石流、地震等の災害に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれているのか。

A 4

受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

Q 5 工事請負契約1案件に、複数の施工箇所がある場合の現場閉所の取り扱いはどうなるのか。

A 5

施工箇所が複数ある場合も、週休2日の取組については、工事全体を1工事単位として判断することになります。

Q 6 降雨等により作業開始前に現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

A 6

現場作業を行わずに、すぐに帰宅等していれば現場閉所になりますが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所となりません。現場閉所とは、「現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態」と定義としています。

現場作業を実施後に降雨で作業を終了しても、すでに作業を行っているので、現場閉所とはなりません。

Q 7 当日、天候不良で現場閉所したが、現場代理人が現場事務所ではなく、店社等の事務所で事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱ってよいのか。

A 7

現場閉所は、「現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態」として取り扱うため、店社等の事務所で当該工事に係る事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱うことはできません。

Q 8 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどのように取り扱うのか。

A 8

設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう工期設定を行い、工期延期の必要があると認められる場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

Q 9 通期の週休2日＝4週8休以上の現場閉所だが、計算の取り扱いはどうなるのか。

A 9

対象期間内全ての日数に対する、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%以上に達するかで判断することになります。

例：現場閉所日数95日／対象期間内の日数325日＝0.2923…

≒29.2%（小数第3位までとし4位四捨五入）>28.5%

Q 10 祝日に現場閉所した場合、現場閉所日に含めることはできるのか。

A 10

祝日は対象期間から除外していないため、現場閉所（現場休息）した場合は、週休2日の対象日に含めることができます。

Q 11 週休2日の現場閉所日は、土日以外の振替休日でも計上できるのか。

A 11

「完全週休2日（土日）」は、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行う必要があります。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、振替休日とすることができます。

一方で、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」の達成にあたっては、1週2休（原則とし

て土曜・日曜）を確保できるよう努めることとしていますが、「月単位の週休2日」は、対象期間の月単位において4週8休以上の現場閉所（現場休息）に達するかで判断し、「通期の週休2日」は、対象期間内において4週8休以上の現場閉所（現場休息）に達するかで判断しますので、これら「月単位の週休2日」「通期の週休2日」の場合は、土日以外の振替休日も現場閉所日としてすることができます。

Q12 完全週休2日（土日）の取組において、週単位でのカウントは何曜日からスタートか。

A12

完全週休2日（土日）の取組において、週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」とします。ただし、週を土曜日から金曜日までの7日間とすると、同一の週内における現場閉所（現場休息）日の変更が困難な場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定します。

火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	土	日	月	火	水
着				閉	閉						閉	閉				閉	閉			完
手				所	所						所	所				所	所			成
該当なし																				
(土日なし)																				

第5条（週休2日工事の取組内容）

Q13 全ての下請け業者の現場従事者は、週休2日に取り組む対象に含まれるのか。

A13

現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられており、当該工事において現場閉所により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。

Q14 週休2日を確保する以外の理由であれば工期変更はできるのか。

A14

設計図書の変更等やむを得ない理由がある認められる場合は、工期変更を行うことができます。

Q15 週休2日を確保して施工した結果、工期内に完成しない場合、工期延期は認められるのか。

A15

発注時に完全週休2日（土日）・月単位の週休2日・通期の週休2日として工期算定しているため、週休2日の確保を事由とした工期延期は認められません。

Q16 工事後半等にまとめて休日を取得し、現場閉所率を確保してもいいのか。

A16

- ① 完全週休2日（土日）は、対象期間の全ての週において、2日以上現場閉所（現場休息）を行う必要がありますので、工事後半等にまとめて休日を取得することはできません。
- ② 月単位の週休2日は、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）

を行う必要がありますので、工事後半等にまとめて休日を取得することはできません。

- ③ 通期の週休２日は、対象期間内で、毎週週休２日を確保することが望ましく、工事期間中は、休日取得の平準化に努めてください。

Q17 完全週休２日（土日）を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。

A17

完全週休２日（土日）を前提とした工期を設定しています。後工程へのしわ寄せなどが生じないよう、後工程の適正な施工期間や試運転調整の期間、クリーニングなどに必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。

第６条（積算方法等）

Q18 完全週休２日・月単位の週休２日・通期の週休２日を達成できなかった場合の取り扱い、罰則等はあるのか。

A18

「完全週休２日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を月単位の週休２日適用工事に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、月単位の週休２日適用工事の補正係数を除し、請負代金のうち補正分を減額変更します。これらの未達成があったとしても工事成績評定での減点は原則行いません。ただし、受注者が明らかに週休２日への取組を行っていないと判断される場合については、減点の対象となります。